

誓約書兼同意書

若狭町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 若狭町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱に関する報告及び立入調査について、福井県及び若狭町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 移住支援金の申請日から5年間は、住所又は就業先に変更があった場合、若狭町から転出した場合その他移住支援金の要件を満たす資格を喪失した場合は、速やかに町長にその旨を報告します。
- (3) 以下の場合には、若狭町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
イ 移住支援金の申請日から3年未満に若狭町以外の市区町村に転出した場合：全額
ウ 就業を要件とする場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
エ 福井県が定めるU・Iターン移住創業支援事業助成金（全国型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に若狭町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 移住支援金の支給要件、返済要件等に該当するか確認するために、福井県及び若狭町が住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査、税情報等の確認などを実施することに同意します。
- (2) 移住支援金に関する報告及び立入検査について、福井県及び若狭町から求められた場合は、それに応じます。
- (3) 福井県及び若狭町が若狭町U・Iターン移住就職等支援事業に際して得た個人情報について、福井県内の他市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、福井県への実施状況の報告等のため、福井県に提供し、又は確認することに同意します。

若狭町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

印